

## 募集型企画旅行条件書

お申込の際には必ず本条件書をご確認の上、お申込下さい。

(この書面は、旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。)

### 1、募集型企画旅行契約

- ①この旅行は、日新トラベルサービス(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。
- ②当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- ③旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部、以下「約款」という)によります。

### 2、旅行日程

別紙の旅行日程表をご参照下さい。

### 3、旅行期間

別紙の旅行日程表をご参照下さい。

### 4、最少催行人数

別紙の旅行日程表をご参照下さい。

### 5、申込条件

- ①原則として18歳未満の方が単独でご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- ②障害をお持ちの方、現在健康を損なっている方はその旨をお申し出下さい。団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、お申込をお断りさせて頂くか、同伴者の同行を条件とする場合があります。
- ③その他当社の業務上の都合で、お申込をお断りする場合があります。

### 6、旅行の申込み方法

- ①当社所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取扱います。また、お客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、お申込みの時に申し出下さい。可能な範囲内で当社はこれに応じます。
- ②当社は電話、ファクシミリ、郵便、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

### 7、契約の成立と契約書面の交付

- ①旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとして取り扱います。
- ②通信契約は前項の規定に関わらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、契約締結を承諾する旨をe-mail等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- ③当社は旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)をお客様にお渡しします。
- ④契約書面に、確定された旅行行程又は運送・宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(最終行程表)(以下「確定書面」という)を旅行開始日に前日までにお渡しします。なお、お客様から手配状況の確認を希望されるお問い合わせがあった時は、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にお答えいたします。

### 8、残金のお支払い

残金は出発日の14日前までにお支払い下さい。但し、出発日の14日前以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は出発日前日の当社の指定した日までにお支払い下さい。

### 9、旅行代金の適用

旅行代金はコースごとに表示しております。出発日を利用人数でご確認下さい。また、満12歳以上の方は大人代金、小人代金は特に注釈のない場合満3歳以上12歳未満の方に適用します。

### 10、旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、見学料、取扱料金及び消費税等諸税。
- ②添乗員が同行する場合には、それに必要な諸経費を含みます。
- ③上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

### 11、旅行代金に含まれないもの

- 前項の他は旅行代金に含まれません。その1部を例示します。
- ①自由行動中の見学科、食事料、交通費等。
  - ②超過手荷物料金(規定の重量・要領・個数を超える分について)。
  - ③クリーニング料、電話料金、メイドに対するチップ、その他追加飲料等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

### 12、旅行内容の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、争議行為、官公署の命令、運行機関の遅延等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、あらかじめお客様にその旨を説明し、旅行日程、旅行サービス、その他の主催旅行契約の内容を変更することがあります。但し緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

### 13、旅行代金の変更

- ①当社は、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合は旅行代金を変更します。但し、旅行代金を増額変更するときは、16日前までにお客様に通知致します。
- ②前12項により旅行内容が変更され、旅行実地による費用が増加又は減少した場合は、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更致します。
- ③運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約成立後に当社の責に帰すべき自由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

### 14、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、申込書に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。

### 15、お客様による旅行契約の解除・払戻し

- ①お客様はいつでも、第17項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。但し、取消のご連絡は当社の営業時間内のみにお受けします。
- ②お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
  - i. 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第20項①に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
  - ii. 第13項①及び同項②に基づいて旅行代金が増額されたとき。
  - iii. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - iv. 当社が、お客様に対し第7項④で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
  - v. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- ③当社は、本項①により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻しを致します。取消料が申込金でまかなえない時は、その差額を申し受けます。また本項②により旅行契約が解除された時は、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻し致します。

### 16、当社による旅行契約の解除

- ①お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときには、当社はその翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第17項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ②当社は、次に掲げる場合においては、お客様に理由の説明後、旅行開始前に主催旅行契約を解除することがあります。
  - i. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないと判明したとき。
  - ii. お客様が病気、その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
  - iii. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
  - iv. 参加者が契約書面に記載した最小催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行については3日前)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
  - v. スキーを目的とする旅行における積雪量の不足のように、当社が予め明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいは、そのおそれが極めて大きいとき。
  - vi. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

## 募集型企画旅行条件書

お申込の際には必ず本条件書をご確認の上、お申込下さい。

(この書面は、旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。)

### 17、取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消しされる場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率の取消料をお支払いいただきます。但し、取消のご連絡は当社の営業時間内のみにお受けします。

取消日区分		取消料
日 出 発 日 の 前 から 起 算	21日目に当る日以前の解除 日帰り旅行は11日目に当る日以前の解除	無料
	20日目に当る日以降の解除 日帰り旅行は10日目に当る日以降の解除	旅行代金の20%
	7日目に当る日以降の解除	旅行代金の30%
	旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	旅行開始日の当日の解除	旅行代金の50%
	旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

### 18、旅行開始後の解除・払戻し

- お客様の解除・払戻し
  - お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
  - お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービスに係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスに係る部分をお客様に払戻しいたします。
- 当社の解除・払戻し
  - 当社はつぎに掲げる場合において旅行契約を解除することがあります。
    - お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
    - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
    - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能になったとき。
  - 本項②B)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
  - 本項②A)B)により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

### 19、添乗員等

- 添乗員同行の有無はパンフレット・募集広告に明示いたします。
- お客様は、旅行を円滑に実施するために添乗員の指示に従っていただきます。

### 20、お客様に対する責任

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を補償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- お荷物の損害については損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度として補償いたします。
- お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。
  - 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 官公署の命令又は伝染病による隔離
  - 自由行動中の事故
  - 食中毒
  - 盗難
  - 運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地的滞在時間の短縮。

### 21、お客様の責任

- 当社はおお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

- お客様は旅行開始後に、パンフレットや旅行日程表に記載された旅行サービスについて、記載された旅行サービス内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申出なければなりません。

### 22、特別補償

- 当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、旅行約款の特別補償規程で定めるところにより、急激かつ偶然の外来の事故によってお客様がその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
  - 死亡補償金：1500万円
  - 後遺障害補償金：程度に応じて死亡補償金の3～100%
  - 入院見舞金：入院日数により2～20万
  - 通院見舞金：通院日数により1～5万
  - 携帯品損害補償金：お客様1名につき15万円を限度
- 当社が、本項①に基づく補償金支払義務と第20項により損害補償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務ともに履行されたものとします。

### 23、旅程保証

- 当社は、下記左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じかつ、お客様が当該旅行に参加していただく場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします。なお、お客様のご了承の上、同額の品物あるいはサービスの提供になる場合があります。
- 当社は天災地変等の免責事由の場合は、変更補償金をお支払いいたしません。
- 変更補償金の額はお客様1名に対して旅行代金の15%を限度とし、また変更補償金が1,000円未満の場合はお支払いいたしません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設、その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0	2.0
7.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

### 24、基準期日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

### 25、その他

- 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はしません。
- この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社までご請求下さい。

### 26、個人情報取扱い

- 当社は旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様と連絡の為に利用させていただくほか、お客様がお申し込んだ旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- 当社は旅行商品を紹介するために、今後ダイレクトメールを送送する際、お客様の個人情報を利用させていただきます。このための利用はお客様のお申出により取り止めることができます。

#### 旅行企画・実施

山梨県知事登録旅行業第2-83号

日新トラベルサービス(株) 山梨県中巨摩郡昭和町喰飯1558-5

旅行業取扱管理者 小林 博文

旅行業取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明に不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行取扱管理者にご質問下さい。